

「新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針」の見直しについて

令和2年2月21日 茅ヶ崎市危機管理対策検討会議にて示された標記の方針につき、その後の政府の動向、神奈川県や本市保健所管内における陽性患者の発生、及び高齢者が重症化傾向にあること等の事象を踏まえ、引き続きこれまでの感染拡大の防止対策に取り組むとともに、まん延を想定した医療提供体制の整備や大規模なクラスター対策を実施することとする。また、重症化しにくい健康づくりという視点を加え、次のとおり見直しを行うものとする。

1 目的

新型コロナウイルスの市内感染まん延防止を図るとともに、まん延を想定した医療提供体制の整備や大規模なクラスター対策を実施することとする。また、重症化しにくいように市民の健康増進を推進する。

2 市主催事業・イベント等の開催必要性の検討及び感染予防対策について

市が主催する事業・イベント等については、感染拡大の防止という観点から、原則として令和2年4月24日まで、中止または延期とする。

同期日前の間に、事業・イベント等をやむを得ず開催する場合、市及び主催者は、感染リスクを高める環境条件「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離で会話や発声が行われる」（以下、「3つの条件」）が重なる場を避ける対策を行い、感染機会を減らすための工夫を講じるほか、咳エチケット（マスクの着用等）を心掛けるとともに、手洗い・手指消毒等の感染予防対策（以下、「感染予防対策」）を徹底する。また、可能な範囲で参加者へも咳エチケットや手洗い等、感染予防の協力を要請する。

なお、高齢者や基礎疾患をお持ちの方等、感染すると重症化しやすいといわれている方が参加する事業・イベント等は、特に留意する。

3 公共施設等の休館等の検討及び感染予防対策について

現在休館中の公共施設については、原則として令和2年3月末まで休館を継続することとし、令和2年4月1日以降は、3つの条件が重なる場を避ける対策を行い、感染予防対策を講じた中で、開館することとする。ただし、3つの条件が重なる場を避ける対策を行うことができない施設については、当面の間一部閉館または閉館することとする。

施設管理者は開館にあたり、室内の換気や利用者同士の間隔を広く取る等の運用の徹底を以て、3つの条件が重なる場を避ける対策を行い、感染予防対策を徹底するものとする。

指定管理者制度を導入する施設についても、原則として同様の対応について協力を要請する。

4 イベント及び施設の今後の対応について

再び感染拡大の兆しがみられた場合には、ただちにイベントの中止や施設の休館等の措置

を検討することとする。

5 職員の感染防止

職員においては、風邪や季節性インフルエンザ等の感染予防と同様に、自身の感染及び市民への感染防止を図るため、業務に支障のない範囲で、咳エチケット（マスクの着用等）や手洗い・手指消毒等を徹底するとともに、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、発熱等の風邪症状がみられるときは、休暇を取得する等外出を控えるとともに毎日体温を測定し記録する。

なお、所属においては、職員が休みやすい体制を整える。

服務上の取り扱いについては、3月5日付け職員課長通知を参照する。

6 市民の健康増進の推進

不要不急の外出自粛等の状況において、市民に対しては広く家庭等でもできる健康増進の取り組みを健康増進部局に限らず、各部門における様々な機会を捉え、周知・啓発することとする。

7 その他

本方針は、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直しを行う。

令和2年3月27日

佐藤 光